

2024年度版

建設系(建築・土木)学部で学ぶ皆さんへ 奨学金給付事業案内



問合せ先

公益財団法人 志・建設技術人材育成財団

〒676-0082 兵庫県高砂市曾根町2257番地の1

(株式会社ソネック 経営管理部)

TEL : 079-447-1551

FAX : 079-447-2339

Mail : zaidan@sonec-const.co.jp

URL : <https://www.kokorozashi-foundation.or.jp>

公益財団法人 志・建設技術人材育成財団

2024年度

奨学金受給者募集

— 若者とひょうごのよりよい未来のために —

兵庫県内建設産業の未来を担う若者を応援します！

志・建設技術人材育成財団は、兵庫県内で活躍することをめざす建設系学部で学ぶ大学生に対して、奨学援助を行うことを目的に、2018年2月に設立しました。

人々が集団生活をするようになったのは、数千年前と言われています。それとともに、人々の関心が、住居に向くようになりました。そして、人と住居は、共に発展してきたのです。

このようにして都市国家ができ、インフラが整ってきていますが、それと同時に、最近の人々からは建設への関心が薄れ、「あるのが当然である」かのように考えているのではないのでしょうか？

私たちは、感性豊かな若者が人類のより一層の発展を目指して実際に取り組むことで、新たな未来を創造していくものだと思っています。

未来の建設産業界を担っていかうという熱い「志」を持った若者に、奨学援助を行うことにより、人材を育成することを目的として、奨学金給付事業を行っています。

あなたが、未来の建設産業界のリーダーになるよう、私たちとともに成長していきましょう！

公益財団法人 志・建設技術人材育成財団

募集人員

10名

応募資格

下記のいずれにも該当する大学生とします。

- (1) 兵庫県出身者(兵庫県内高校卒業者)
- (2) 建設系(建築・土木)の学部で学ぶ大学生1回生(原則)
- (3) 大学卒業後、兵庫県内の建設系企業・官公庁等に就職を希望

奨学金給付額

年額50万円(前後期毎25万円)
在学年毎として、大学修学年限4年を上限

応募期間

2024年4月1日(月)から同年5月31日(金)まで

応募手続

書類はHPからもダウンロードできます(4月オープン予定)。
右記のQRコード、またはURLからご確認ください。
URL : <https://www.kokorozashi-foundation.or.jp>



以下の書類を当財団事務局宛に提出してください。

- 提出書類
- (1) 「奨学生願書」
 - (2) 「(兵庫県内の建設系企業・官公庁等に就職を希望する旨の)誓約書」
 - (3) 「在学証明書」
 - (4) 卒業高校の「卒業証書の写し」又は「卒業証明書」
 - (5) 個人情報取扱及び家族の同意に関する書類

送付先 〒676-0082 兵庫県高砂市曾根町2257番地の1 株式会社ソネック 内
公益財団法人 志・建設技術人材育成財団事務局

選考

- (1) 本財団で設置する選考委員会の選考を経て、理事長が決定します。
- (2) 応募者が多数の場合は、書類選考等第1次選考を行います。
- (3) 最終選考は、選考委員による面接となります。2024年6月中旬に実施予定です。
(詳細は、応募締切後に連絡します)
- (4) 選考結果は、本人宛に文書で通知します。
- (5) 選考経過及び決定理由は、公表しません。
- (6) 応募書類は、採否に関わらず返却しません。

奨学生の責務

- (1) 毎年開催する奨学金授与式・セミナー(2回)及び現場研修会に出席していただきます。
(やむを得ず欠席する場合は、理由書を提出していただきます)
- (2) 3年生進級時に、再度、兵庫県内の建設系企業・官公庁等に就職を希望する旨の誓約書を提出していただきます。
- (3) 卒業後の進路が決定したとき、進路先及びその決定理由書を提出していただきます。
※ 兵庫県内での就職を希望する旨の誓約書を提出いただきますが、やむを得ず県内に就職されない場合でも、奨学金返還の義務はありません。

連絡事項

大学卒業後に兵庫県内の建設系企業又は官公庁に就職し、株式給付を希望する人には、就職支援及び卒業祝いとして株式会社ソネックの株式100株を給付します。

注意事項

以下に示すように、財団が奨学生として不適当であると判断したときは、奨学金の給付を休止、停止、又は打ち切り、場合によっては奨学金の返還を求めることがあります。

- (1) 相当な理由がなく大学を休学し又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 大学を退学し又は転学したとき
- (3) 留年等により正規の修学年限で大学を卒業する見込がなくなったとき
- (4) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (5) 奨学生としての出席・報告の責務を怠ったり、連絡が取れなくなったとき
- (6) 偽りの申請その他不正な手段によって奨学金の給付を受けたことが発覚したとき